

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六
- 地籍調査の成果について認証した件 三六
- 保安林の指定をする件 三六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三七
- 不在者投票のできる施設として指定した件 三七
- 候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定めた件の一部を改正する件 三七

告 示

福島県告示第六百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から平成十九年七月十八日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年九月三日認可した。

平成十九年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第六百十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達郡桑折町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年九月七日

一 調査を行った者の名称

桑折町

二 成果の名称

伊達郡桑折町大字南半田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成十九年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林の所在場所

双葉郡楡葉町大字井出字立石八七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第六百十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六十六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年八月二十八日次のとおり指定した。

平成十九年九月七日

福島県知事 佐藤 雄平

売りさばきの場所

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

株式会社成和 いわき市平字正月

平成一九年九月一日から平成二四年三月三十一日まで

町二四番地の一

(出納局公金管理グループ)

住所 住所

佐藤 雄平

公 告

公告第五百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年九月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人桐の応援団

三 代表者の氏名

清水 健司

四 主たる事務所の所在地

福島県大沼郡三島町大字宮下字上ノ原二千二百二十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、会津桐の植生地、中でも三島町民をはじめ、桐生産者及び遊休地の所有者に対して、桐の植栽及び育成などを喚起する事業を行い、桐による文化及び産業の維持・活性化を行うと同時に植栽や地域文化に触れ合う事による子供の健全教育や緑の増加に伴う環境の保全に関連する活動を行うことを目的とする。
（文化領域県民文化グループ）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第九十四条、第九十七条若しくは第九十八条）において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成十九年八月二十八日次のとおり指定した。

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻威男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
-------------------	------------------------

介護老人保健施設ホリスティカかまた
福島市鎌田字門丈壇四番一

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定めた件（平成七年福島県選挙管理委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻威男

二の項中

株式会社福島中央テレビ
株式会社福島放送
株式会社テレビユー福島

を

福島テレビ株式会社
株式会社福島中央テレビ
株式会社福島放送

に改め